

改 定	現 行	備 考
<p>1. 測量業務共通仕様書</p> <p>令和3年10月</p>	<p>1. 測量業務共通仕様書</p> <p>令和2年10月</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第102条 用語の定義</p> <p>29. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>38. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>39. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p>	<p>第102条 用語の定義</p> <p>29. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	